

関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに
関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国
の件

令和五年三月三十一日財務省告示第八十七号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する
財務大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第三項及び第
五項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項に規定する特
恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を定めることとしたので、同令第二十五条第八項
の規定に基づき、第二号のとおり告示し、それぞれ令和五年四月一日から適用する。なお、関税暫定措
置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措
置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を告示する
件（令和四年財務省告示第九十五号）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

一 関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣
が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表す
る統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定
する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「高中所得国」に該当する所得水準とする

二 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に
規定する特別特惠受益国の指定

(一) 令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等を、次のとお
り指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、
アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキ

スタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガー
ナ、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マ
ケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニ
ア、コートジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共
和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージ
ア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、
セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タ
ジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地
域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、
ニウエ、ニカラガア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニ
ア、パラグアイ、パングラデシユ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナフ
アソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ペリウ、ペル
ー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、
マラウイ、マリ、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モリシヤス、モリタニア、
モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ヨルダン
川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノン

(二) 令第二十五条第三項第一号の規定に基づき、特惠受益国等でなくなる国及び財務大臣が定める日
は、次の表のとおりとする。

特惠受益国等でなくなる国	財務大臣が定める日
モントセラト地域	令和五年四月一日

(三) 令第二十五条第五項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を、次のと
おり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボ
ジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザ
ンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、
中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、パングラデシユ、東ティモール、

ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モ
ーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソト